

令和6年度地域ニーズ枠に基づく求職者支援訓練「若者正社員育成コース」の実施について(改正)

大阪府においては、若年者等の就職を促進するため、より実践的なスキルを身につけ、正社員への就職につなげるための訓練コースを設定しております。

当該訓練コースについては、「地域ニーズ枠」において、下記事項のとおり毎月設定する予定です。

記

1 地域ニーズ枠に基づく若者正社員育成コースの設定(年間計画)

(1) 設定コース

実践コースにおいて設定を行う。なお、訓練実施分野については全ての訓練分野から設定が可能である。

(2) 訓練期間

3～6か月

(4) 計画定員上限数

年間約180名を上限に毎月、実践コースの別枠として設定する。

(5) コース定員

8名以上 15名以下とする。

複数の機関から申請があり、選定上位の定員数により、8名以上の残定員が発生する場合は、選定次位の申請コースも選定対象になり得ること。

2 訓練対象者

訓練の対象者は、正社員として就職先が未決定であり、公共職業安定所(ハローワーク)に求職申込みを行う若年者等のうち、当該コースの受講が適切と判断され、キャリアコンサルティングを経て公共職業安定所長による支援指示を受けた者とする。

3 訓練内容等

実践コースとして、求職者支援訓練の認定基準等に適合することはもとより、下記(1)～(3)を踏まえた、訓練対象者に配慮した訓練内容とすること。

- (1) 主な訓練対象者が職業経験の少ない若年層であることが想定されることから、職業理解を深めるために「職場見学、職場体験、職業人講話等」の訓練科目については、職場見学または職場体験いずれか(両方実施しても構わない)と職業人講話を必ず実施することとし、それぞれ6時間以上、合計12時間以上設定すること。
- (2) カリキュラム上、企業実習がカリキュラム時間数の中で占める割合が16%以上～20%未満の範囲内であること。
- (3) 可能な限り、カリキュラム上指定来所日のほかに「就職活動日」(就職面接会や受講者個人の就職活動に充てるための日)として訓練を実施しない平日を確保することが望ましいこと。

4 申請手続き等

(1) 申請機関の条件等

①訓練実績の有無の判別

当該コースは、実践コースの「内数」であるものの別枠となるため、認定基準に適合し、「実績枠」となる(「求職者支援訓練の選定方法」による就職実績を有している)申請機関においても、「新規参入枠」となること。よって、当該コースの申請機関はすべて「新規参入枠」となること。

②申請条件(必要書類)

当該コースの申請にあたっては、上記3(2)企業実習についての工夫点(例:訓練対象者に配慮した実習内容の工夫、正社員としての就職実現見込み、など)を記載した文書(様式任意)を添付すること。ただし、これは申請条件として必要な書類であり、複数の申請機関があった場合に優劣をつけたり、選定点数に影響を与えるものではないこと。

③当該コースの訓練実績について

当該コースは、申請時においては全て「新規参入枠」となるが、訓練実施後の実績としては訓練実施分野の実績を有することとなること。

(2) 選定方法

認定に係る選定方法は、通常の新規参入枠と同様となること。

(3) 訓練科名

訓練科名の末尾に「(若者正社員育成コース)」の文言を付すこと。

例 ::経理事務実践(若者正社員育成コース)科

(4) その他

①求職者支援訓練認定申請書の職業訓練認定申請書(認定様式第1号)

「2 訓練分野 ※新規、新規扱いチェック」欄は、申請機関すべて「新規参入枠」となるので、「新規」又は「新規扱い」の該当する方にチェックを入れること。

②求職者支援認定申請書の訓練カリキュラム(認定様式第5号)

「訓練対象者の条件」欄は訓練期間内で受講者が訓練目標に到達するためにあらかじめ習得しておくべき能力がある場合を除き、「特になし」で構わないこと。

また、「訓練推奨者」欄に、チェックを入れる必要はないこと。

【お問い合わせ先】大阪支部求職者支援第一課

電話 06-6383-0981